

# 令和5年12月市議会総務委員会資料

## 所管事項調査

目次	ページ
火葬場から排出される残骨灰の処理について . . . . .	2～4

市民生活部  
令和5年12月

# 火葬場から排出される残骨灰の処理について

## 1 残骨灰とは

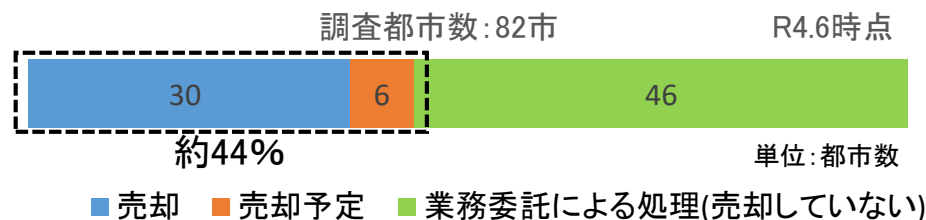
遺族等による拾骨後に残された残骨や灰等を総称したもので、その中には歯科治療等に使用される貴金属(有価物)も含まれている。残骨灰の取扱いについては、法律の定めや統一的な基準等はなく、その処理方法は自治体に委ねられているのが現状である。

## 2 現状

- ・長崎市における現状の処理方法は、『残骨については埋葬供養』し、『灰については適正に処理する』ことを条件に『委託』している。
- ・有価物の取扱いについては明示していない。
- ・委託に際しては、毎年、複数事業者による見積合わせで委託事業者を決定している。

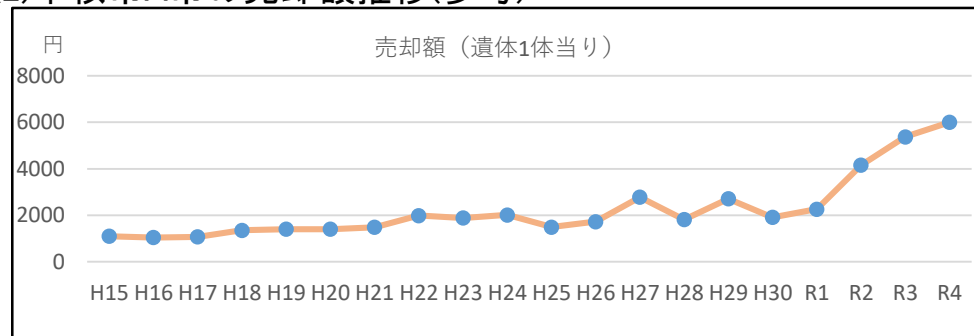
## 3 他都市の状況

### (1)政令市及び中核市の処理方法




なお、売却している30市のうち12市が、平成30年度以降に売却へ切り替えており、売却予定の都市全て(6市)も現在は売却へ切り替えている。

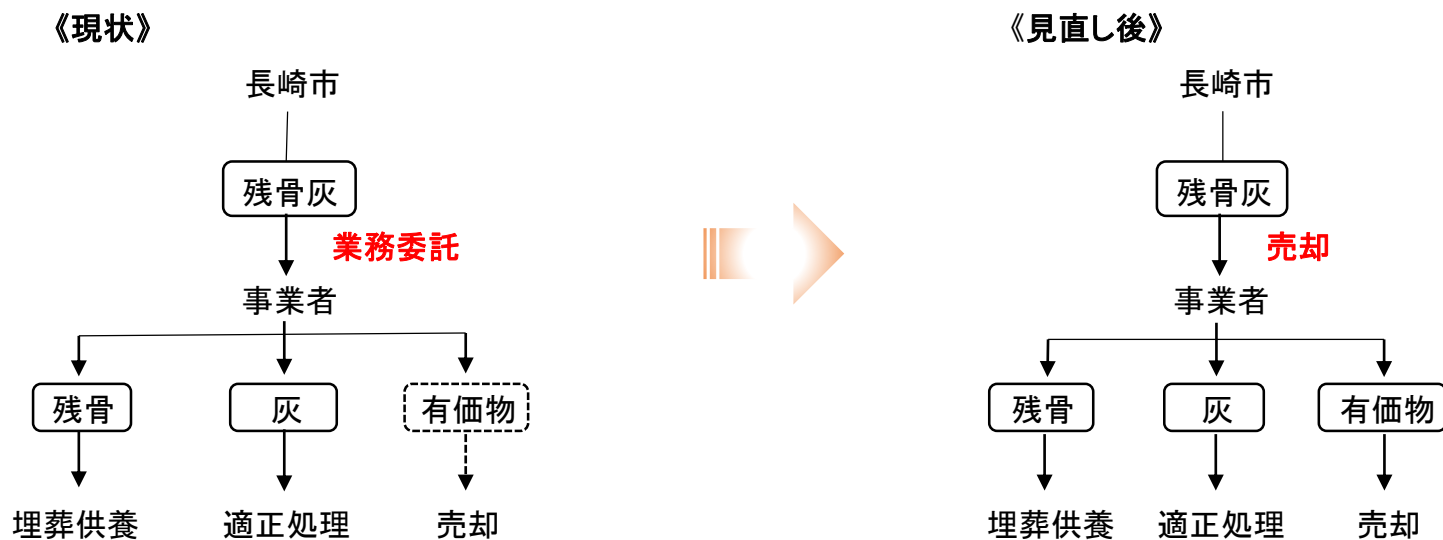
### (2)中核市A市の売却額推移(参考)



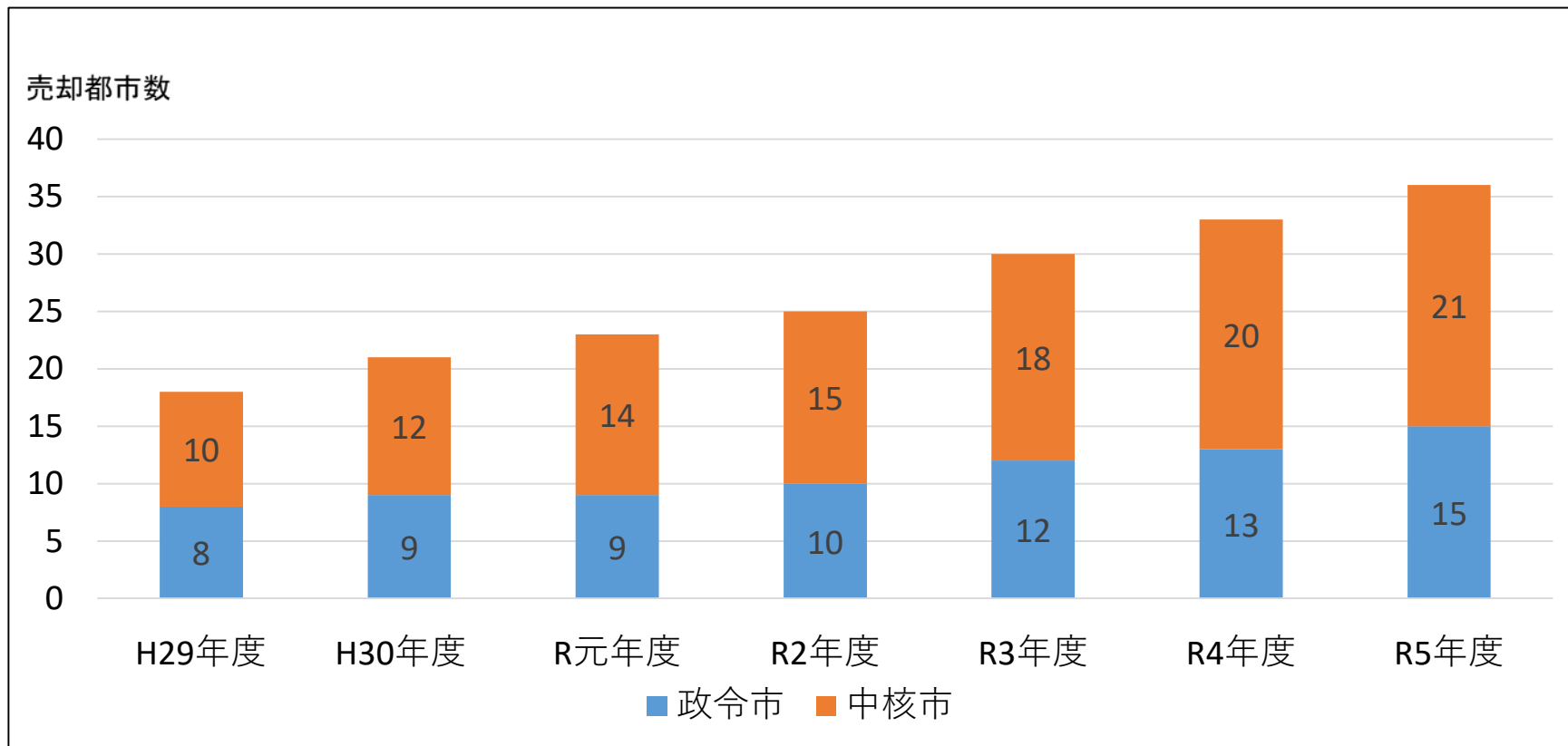
## 4 処理方法の見直し

- ・適正に確保した歳入をもみじ谷葬斎場の利用環境向上を通じて市民に還元することを目的に、令和6年度から、選別された『残骨については埋葬供養』、『灰については適正に処理する』ことを条件として、事業者による有価物の抽出を前提とした金額での『売却』を行う方法に見直すこととしたい。
- ・売却額の見込み  2,500～3,000万円(他都市における売却実績から推計)
- ・売却により得られる歳入については、現在のもみじ谷葬斎場の現状等を鑑み、建替えまでの間、より利用者の心情等への配慮や利便性を考慮したものとなるよう利用環境の向上に資するための経費に充てることとしたい。

### 【残骨灰処理の流れ】



(1) 政令市・中核市の売却への切り替え状況



(2) 県内他市町の状況

長崎県内における火葬場設置の12市3町(長崎市除く)において、残骨灰を売却している市町はない。

(業務委託による処理:11市1町、火葬場敷地内に埋葬:2町、火葬場施設内に保管:1市)